

佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第十八号

佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例の一部を改正する条例

佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例（平成十六年佐賀県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条を第十一条とする。

第五条の見出しを「（使用料の還付）」に改め、同条中「観覧料」を「使用料」に、「資料を観覧しようとする者」を「使用者」に、「観覧する」を「使用する」に改め、同条を第十条とする。

第四条第二項を削り、同条を第五条とし、同条の次に次の四条を加える。

（施設使用料）

第六条 歴史館の外御書院又は御座間・堪忍所を使用しようとする者は、別表第一に掲げる額の施設使用料を納入しなければならない。

（附属設備使用料）

第七条 歴史館の外御書院又は御座間・堪忍所を使用する場合に当該施設の附属設備で別表第二に掲げるものを使用しようとする者は、規則で定める額の附属設備使用料を納入しなければならない。

（使用料の納付）

第八条 使用料は、観覧料にあつては入館の際、施設使用料（使用許可時間を超過した分に係るものを除く。）にあつては使用日の十日前までに、施設使用料で使用許可時間を超過した分に係るもの及び附属設備使用料にあつては使用終了後直ちに納付しなければならない。

（使用料の減免）

第九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、第五条ただし書の観覧料を免除することができる。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒並びに心身障害者
- 二 歴史館に資料を寄贈し、若しくは寄託している者又は歴史館の行う展覧会に資料を出品している者
- 三 前二号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設使用料及び附属設備

別表第1（第6条関係）

施設使用料		
施設区分	使用単位	使用料（円）
外御書院（一之間）	午前9時30分から正午まで	400
	午後1時から午後6時まで	800
	午前9時30分から午後6時まで	1,400
外御書院（二之間）	午前9時30分から正午まで	300
	午後1時から午後6時まで	500
	午前9時30分から午後6時まで	900
外御書院（三之間）	午前9時30分から正午まで	300
	午後1時から午後6時まで	600
	午前9時30分から午後6時まで	1,000
外御書院（四之間）	午前9時30分から正午まで	300
	午後1時から午後6時まで	600
	午前9時30分から午後6時まで	1,000
外御書院（東廊下）	午前9時30分から正午まで	100
	午後1時から午後6時まで	300
	午前9時30分から午後6時まで	500
御座間・堪忍所	午前9時30分から正午まで	400
	午後1時から午後6時まで	900
	午前9時30分から午後6時まで	1,500

注 使用単位の時間を超えて使用したときは、当該使用単位に係る施設使用料の1時間当たりの金額の150パーセントに超過した時間に乗じて得た額を徴収する。この場合において、1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に100円未満の端数があるときは、50円未満は切り捨て50円以上は100円とする。

使用料を減額し、又は免除することができる。

一 学校教育法第一条に規定する学校が学校行事として施設を使用する場合

二 県が主催し、若しくは他の団体と共催して行う事業又は県が後援する事業に施設を使用する場合

三 歴史館において開催する催物の準備若しくはリハーサルを行い、又は当該催物を開催した後に原状に復するために施設を使用する場合

第三条の次に次の一条を加える。

（使用料の種類）

**第四条** 使用料は、観覧料、施設使用料及び附属設備使用料とする。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第2（第7条関係）

附属設備

舞台大道具
舞台照明器具
舞台音響器具

附  
則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の種類)</p> <p><b>第四条</b> 使用料は、観覧料、施設使用料及び附属設備使用料とする。</p> <p>(観覧料)</p> <p><b>第五条</b> 略</p> <p>(使用料の納付)</p> <p><b>第八条</b> 使用料は、観覧料にあつては入館の</p>	<p>(観覧料)</p> <p><b>第四条</b> 略</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項ただし書の観覧料を免除することができる。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒並びに心身障害者</p> <p>二 歴史館に資料を寄贈し、若しくは寄託している者又は歴史館の行う展覧会に資料を出品している者</p> <p>三 前二号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者</p>
<p>(施設使用料)</p> <p><b>第六条</b> 歴史館の外御書院又は御座間・堪忍所を使用しようとする者は、別表第一に掲げる額の施設使用料を納入しなければならない。</p>	
<p>(附属設備使用料)</p> <p><b>第七条</b> 歴史館の外御書院又は御座間・堪忍所を使用する場合に当該施設の附属設備で別表第二に掲げるものを使用しようとする者は、規則で定める額の附属設備使用料を納入しなければならない。</p>	

改正後	改正前
<p>際、施設使用料（使用許可時間を超過した分に係るものを除く。）にあつては使用日の十日前までに、施設使用料で使用許可時間を超過した分に係るもの及び附属設備使用料にあつては使用終了後直ちに納付しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><b>第九条</b> 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、第五条ただし書の観覧料を免除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒並びに心身障害者</li> <li>二 歴史館に資料を寄贈し、若しくは寄託している者又は歴史館の行う展覧会に資料を出品している者</li> <li>三 前二号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者</li> </ul> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設使用料及び附属設備使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 学校教育法第一条に規定する学校が学 校行事として施設を使用する場合</li> <li>二 県が主催し、若しくは他の団体と共催して行う事業又は県が後援する事業に施設を使用する場合</li> <li>三 歴史館において開催する催物の準備若しくはリハーサルを行い、又は当該催物を開催した後に原状に復するために施設を使用する場合</li> </ul> <p>(使用料の還付)</p> <p><b>第十条</b> 既納の使用料は、還付しない。ただ</p>	<p>(観覧料の還付)</p> <p><b>第五条</b> 既納の観覧料は、還付しない。ただ</p>

改正後	改正前
<p>第十一條 略</p> <p>し、使用者の責めによらないで使用するこ とができなくなった場合は、使用料の全部 又は一部を還付する。</p>	<p>第六條 略</p> <p>し、資料を観覧しようとする者の責めによ らないで観覧することができなくなった場 合は、観覧料の全部又は一部を還付する。</p>

参考資料

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第6条関係）					
施設使用料					
施設区分	使用単位	使用料（円）			
外御書院（一之間）	午前9時30分から正午まで	400			
	午後1時から午後6時まで	800			
	午前9時30分から午後6時まで	1,400			
外御書院（二之間）	午前9時30分から正午まで	300			
	午後1時から午後6時まで	500			
	午前9時30分から午後6時まで	900			
外御書院（三之間）	午前9時30分から正午まで	300			
	午後1時から午後6時まで	600			
	午前9時30分から午後6時まで	1,000			
外御書院（四之間）	午前9時30分から正午まで	300			
	午後1時から午後6時まで	600			
	午前9時30分から午後6時まで	1,000			
外御書院（東廊下）	午前9時30分から正午まで	100			
	午後1時から午後6時まで	300			
	午前9時30分から午後6時まで	500			
御座間・堪忍所	午前9時30分から正午まで	400			
	午後1時から午後6時まで	900			
	午前9時30分から午後6時まで	1,500			
<p>注 使用単位の時間を超えて使用したときは、当該使用単位に係る施設使用料の1時間当たりの金額の150パーセントに超過した時間を乗じて得た額を徴収する。この場合において、1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に100円未満の端数があるときは、50円未満は切り捨て50円以上は100円とする。</p>					
別表第2（第7条関係）					
附属設備					
舞台大道具					
舞台照明器具					
舞台音響器具					